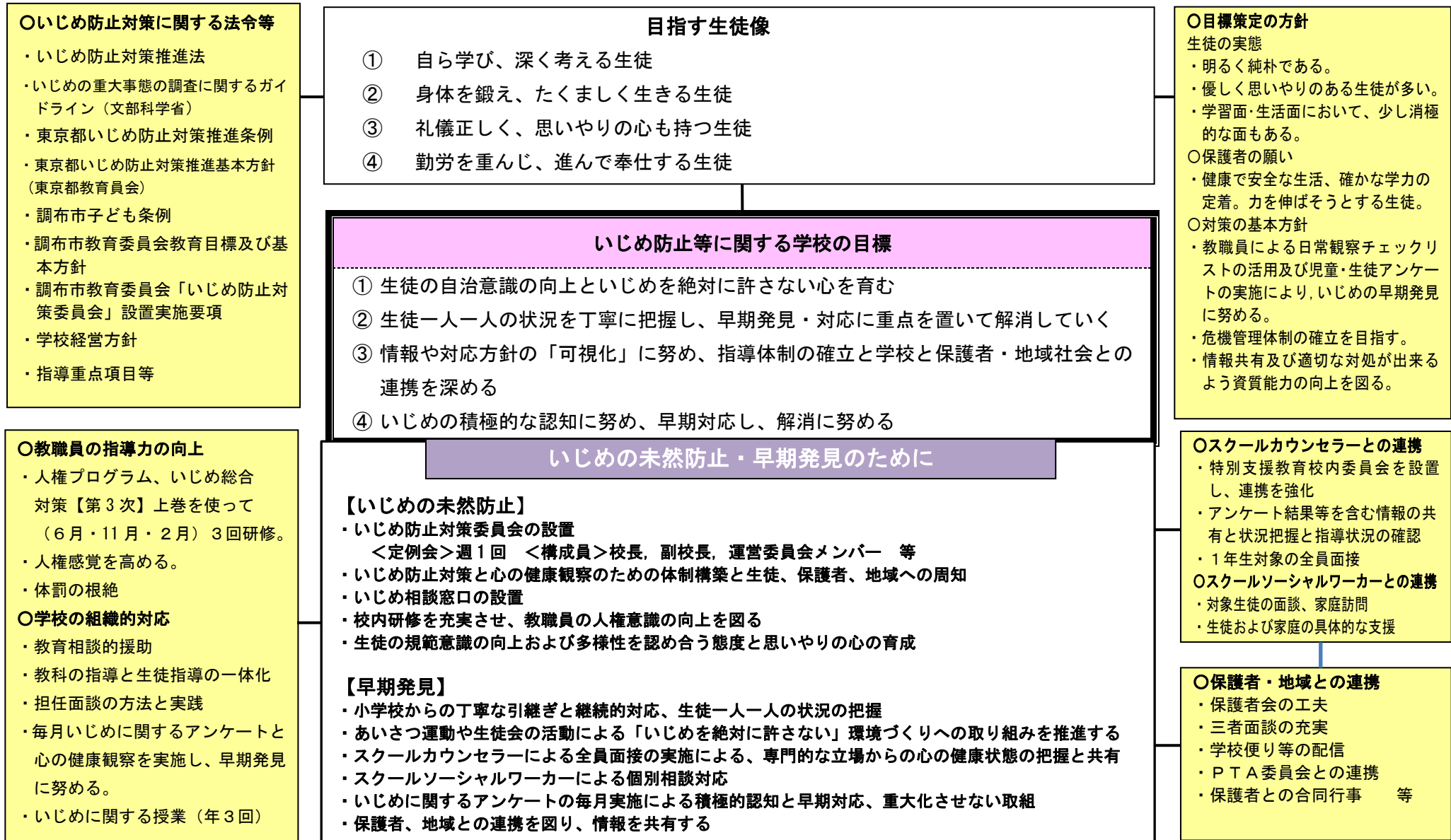


令和8年度 調布市立調布中学校「学校いじめ防止対策基本方針」



具体的ないじめへの対応(早期発見, 重大事態への対応)

生活指導主任会報告内容の場合(学校が「学校いじめ対策委員会」等で組織的に話し合い、対応する場合)

<p>① 実態把握の観点</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害の様態 被害の状況と対応 集団の構造の分析と考察 いじめの動機と背景 被害生徒の状況と対応 加害生徒の状況と対応 保護者や職員等の現状把握の状況と進捗 他の問題行動との関連の有無 他の課題との関連 自由面談 	<p>② 指導・支援の基本姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> いじめ相談窓口の周知(副校長・養護教諭ほか) いじめ対策委員会の設置 心の健康状態の把握と手当て <p><取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 学年教員、授業担当による健康観察 教育相談体制の確立 学年、分掌、保健室、SC、SSWとの連携強化 学校いじめ対策委員会、生活指導部および特別支援委員会等による多角的な情報とケア方法の共有 いじめに関する教職員研修実施(年3回 6月、11月、2月) SOSの出し方に関する授業実施 セーフティ教室による防犯教育 	<p>③ <被害生徒の支援></p> <ul style="list-style-type: none"> 双方が実感をもてる支援 対応経過の記録・蓄積及び校内共有による可視化した対応 人間関係の改善充実 課題解決への援助 心理的ダメージへのケア <p><加害生徒の指導></p> <ul style="list-style-type: none"> 心理的な責任を果たさせる 法的責任を果たさせる <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> 学級、学年等への指導 等
--	---	---

* 重大事態への対処

●いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順

- 教育委員会への報告をし、教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。
- 被害生徒への緊急避難措置の検討、実施
- 加害生徒への懲戒や出席停止の検討
- 警察や児相等との連携
- 緊急保護者会の開催

生活指導主任会報告内容の場合(学校で重篤だと判断する場合、または市教委等と連携して対応する場合)

●関係諸機関との連携 学校サポートチーム

- 連携機関⇒(指導室, 教育相談所, 子ども家庭支援センターすこやか, 多摩児童相談所, 調布警察署等)
- 指導・援助の基本姿勢確認、緊密な連携体制の確立、本人への支援方法を助言、協働事項の確認、関係機関の教示 等

年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各教科	英) あいさつ 家) 家庭と家族		技) 情報モラル		家) 幼児の発達			英) 異文化理解				
生活指導月間等	いじめ防止月間		ふれあい月間 社会を明るくする運動			いじめ防止月間			ふれあい月間 「いのちと心の教育」月間			
学校行事 生徒会活動	入学式・始業式 調布市防災教育の日		あいさつ運動		始業式		あいさつ運動		クリーン作戦		始業式 卒業式 思いやりキャンペーン	
道徳 特別活動 総合	節度 節制 自主・自律, いじめ(6・11・2月) 誠実 責任感 思いやり 友情 異性理解 寛容の心 生命尊重 弱さの克服 正義 集団生活の向上 愛校心 人権尊重 集団生活のルール・諸問題の解決・思春期の不安や悩みの解決・男女相互の理解と協力・人間関係の形成・性的な発達への適応・将来設計 進路学習ⅠⅡⅢ(通年)											
家庭 地域	P.T.A総会 学年保護者会	健全育成懇談会 小中連携の日	学校生活アンケート		三者面談		学校生活アンケート 小中連携の日		三者面談		学年保護者会	学年保護者会